

様式第1号（第5条関係）

仙北市長 様

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

仙北市就業者等移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	(固定)
			(携帯)
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報取扱」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、仙北市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請者を含む世帯員に市税等の滞納がないことを、仙北市が保有する公簿等により確認することについて	A. 同意する	B. 同意しない
（マッチングサイト掲載求人への就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 仙北市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて	A. 誓約する	B. 誓約しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

管理コード (秋田県及び仙北市使用欄)	
---------------------	--

【添付書類】

- (1) 写真付き身分証明書その他の提示により本人確認ができる書類の写し
- (2) 移住先の住民票 (世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分)
- (3) 移住元の住民票の除票 (世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分)
- (4) 戸籍の附票その他の移住する以前 10 年間の在住地を証明する書類
- (5) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区へ通勤していた場合は、東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (6) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった場合は、開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類) 及び個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)
- (7) 東京圏から東京 23 区内の大学に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した場合は、卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類) 及び東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (8) 就業 (関係人口の場合を含む。) に係る移住支援金の申請である場合は、移住先での就業先の就業証明書 (様式第 2 号)
- (9) テレワークに係る移住支援金の申請である場合は、所属先企業等の就業証明書 (様式第 2 号の 2)
- (10) 起業に係る移住支援金の申請である場合は、起業支援金の交付決定通知書の写し

様式第1号別紙1（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 秋田県移住・就業支援事業実施要領及び仙北市就業者等移住支援金交付要綱に基づく事業の実施に関する報告及び立入調査について、秋田県及び仙北市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、仙北市就業者等移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - （2）移住支援金の申請日から3年未満に仙北市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - （3）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - （4）秋田県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に仙北市外に転出した場合：半額
- 3 上記2の誓約事項が遵守されているか確認するために、仙北市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- 4 住所、就業先等の移住支援金の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を秋田県及び仙北市に報告することに同意します。

様式第1号別紙2（第5条関係）

秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

秋田県及び仙北市は、秋田県移住・就業支援事業実施要領及び仙北市就業者等移住支援金交付要綱に基づく事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、秋田県及び仙北市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。